

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和3年4月15日

～国民健康保険税のための申告について～

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し、課税されます。国民健康保険に加入していて、所得税の確定申告や市・県民税の申告をされていない等で市役所で所得がわからない人、所得がなかった人、または遺族年金等の課税対象とならない収入のみの人は申告が必要となります。

5月下旬頃に送付する「令和3年度 国民健康保険税申告書」が届いた人は、令和2年中(1月から12月まで)の収入・所得を記入して保険年金課まで必ずご返送ください。

※前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する制度があります。

(所得の申告があれば軽減のための手続は必要ありません。)

令和3年度 国民健康保険税申告書	
大和郡山市長 宛 令和 年 月 日提出	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
職 業	
生年月日	
(1) 令和2年中の所得を記入してください (単位：円)	
年金収入金額 遺族年金 厚生年金等 障害年金 軍人恩給 遺族恩給 賃給収入金額 その他() 公務扶助料	
(A) 収入金額 (B) 必要経費 (C) 専従者 所得金額 (A)-(B)-(C)	
001 給与 (パートアンドタクシードライバー) 002 賃業 003 農業 004 不動産 005 利子 006 配当・投資配当 007 雑(年金を除く) 021 一時・総合運営	
所得(収入) 理由 そのようにして生活を維持されたかを記入 なし	
(2) すでに所得申告をされた方 (該当するものに○印をください) ア. 税務署イ. 税務課ウ. 前住所地	
住 所	整 区 軽 除 朝 列 国 種

～国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について～

国民健康保険税の納付がすでに特別徴収となっている世帯については、4月以降も年金受給日に合わせて、引き続き天引きとなります。本年度から新たに特別徴収となる世帯については、7月頃納付書発送前にご案内をお送りし、10月から天引き開始となります。

特別徴収の対象となる世帯

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の人の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

【納 期】 ● すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮 徹 収	本 徹 収				
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。	前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。				

●本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

年間保険税の1~3期分を普通徴収で、10月から特別徴収(本徴収)で納めます。

※ 国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

～保険税課税限度額が変わります～

令和3年度から国民健康保険税課税限度額について、下記のとおり改定を行います。

区 分	医療給付費分 (すべての人)	後期高齢者支援金分 (すべての人)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)
課税限度額	61万円→63万円	19万円	16万円→17万円

～保険税の納税相談について～

保険税を期限までに納められない世帯につきましては、分割でのご納付の相談等を受けています。窓口での混雑を避けるため、お越しいただけない場合はお電話での相談も可能です。放置せず、必ずご相談をお願いします。

課税内容・納税相談のお問い合わせ…保険年金課保険税係 ☎0743-53-1646



3月中旬～下旬にかけて、世帯主宛てに世帯全員分の保険証を簡易書留でお送りしています。

※ 期限の切れた保険証は各家庭で処分をお願いします。

※ 2月中旬以降に新たに加入された世帯員がいる場合は既に加入されている世帯員とは別便で郵送になる場合がございます。

※ 2月中旬以降に国民健康保険をやめられた世帯員の保険証も同封している場合がございます。使用することはできません。処分をお願いします。

保険証及び高齢受給者証のカードケースが必要な人はお配りしています。
市役所の保険年金課給付係(102番窓口)または各支所等までお越しください。

下記に該当する人は 保険年金課給付係(☎0743-53-1643)までお問い合わせください。

・職場の健康保険に加入しているのに保険証が届いた
・まだ保険証を受け取れていない、不在票が見当たらない

・印字内容に誤りがある(旧姓の印字・転居前の住所の印字など)

表面

奈良県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和4年3月31日 記号 奈3 番号 000000 (枝番) 00	ホログラム 印刷
氏名 郡山 太郎	昭和〇年〇月〇日 適用開始年月日 令和〇年〇月〇日 交付年月日 世帯主氏名 郡山 太郎 大和郡山市△△町△△番地	性別 男 見本
住 所	保険者番号 290031	交付者名 大和郡山市

4月は就職や入学
転出・転居など異動の
多いシーズンです。
忘れずにお手続きください。

ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は
14日以内に手続きを!

70歳以上の方は、下記の必要なものに加えて高齢受給者証もご持参ください。

いずれの手続きにおいても、個人番号がわかるもの及び本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

加入するとき	こんなとき	届け出に必要なもの
	他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届 ●印かん
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など) ●印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 ●印かん
やめるとき	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳 ●印かん
	生活保護を受けなくなつたとき	●保護廃止決定通知書 ●印かん
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード
	他の市区町村に転出するとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
	職場の健康保険に加入了したとき	●国民健康保険の保険証 ●加入した職場の健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●印かん
その他	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●保険証 ●印かん ●会葬礼状などの喪主の氏名がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	●保険証 ●保護開始決定通知書 ●印かん
	外国籍の人がやめるとき	●保険証 ●出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ)
	市内で住所が変わったとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	●保険証 ●住民異動届 ●印かん
	世帯が分かれたり、いっしょになるとき	●保険証 ●在学証明書または学生証 ●印かん
	就学のため、別に住所を定めるとき	●保険証 ●本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等) ●印かん
	保険証をなくしたとき	●本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等) ●印かん

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合



※届出が遅れた場合も、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合



※国民健康保険は届出がない限り、自動的には切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返してくださいことになります。

加入の届け出がおくれると…

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出をした日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

任意継続制度をご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



やめる届け出がおくれると…

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返してくださいことになります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的には切り替わりません。

市外に転出した学生の人は…

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続きをしてください。

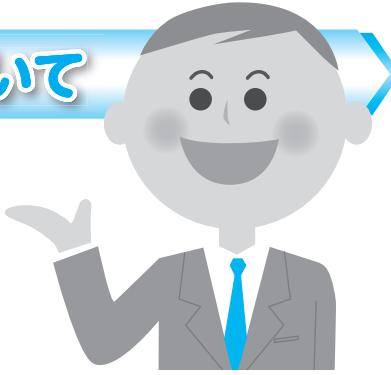
マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用がはじまります。

（ただし、**保険証として利用するためには**

マイナポータルにて事前登録が必要です）

全国での順次導入に先立ち、よくある質問をご紹介します。



Q 今までのような健康保険証での受診はできなくなるの？

従来どおり、健康保険証で受診できます。マイナンバーカードの有無に限らず国民健康保険に加入されているすべての人に健康保険証を送付しています。（保険税の未納のある人で更新が必要な人を除く）受診の際に、保険証を提示する代わりに登録済みのマイナンバーカードでも受診が可能になるというものです。

Q すべての医療機関・薬局で使えるの？

対応している医療機関・薬局のみでしかマイナンバーカードでの受診はできません。対応していない医療機関・薬局の場合は従来どおりの保険証の提示での受診となります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用に対応する医療機関では、対応していることが分かるようにポスター・ステッカーを掲示していただくことになっています。また厚生労働省のホームページにも掲載されることがあります。（令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指していることです）

Q 国民健康保険の加入・喪失手続きは不要になるの？

保険者が変わる場合（就職・退職・転入・転出など）はこれまでどおり保険者への異動届等の手続きが必要です。マイナンバーカードの保険証利用について登録の有無に限らず、異動があった際は速やかに手続きをお願いします。

Q マイナンバーカードの保険証利用の登録はどこでできるの？

被保険者が自身でお持ちのスマートフォン（※マイナンバーカードを読み取れる対応機種のみ）やパソコン（カードリーダーが別途必要）で登録することになります。保険証利用の登録を希望される人はマイナポータルなどのサイトを参考ください。

Q マイナンバーが漏洩したりしないの？

マイナンバー（12桁の数字）は使いません。マイナンバーカードを健康保険証として使用する際は、ICチップの中の「電子証明書」を使うため医療機関・薬局でマイナンバーを見せることがありません。また「電子証明書」の中には健康保険の情報や薬剤の情報なども記録されません。ただし、窓口でマイナンバーカードを使用した際の取り忘れなどによる紛失には十分注意してください。

Q どんなことがあるの？

マイナポータルで自身の特定健康診査の情報や薬剤情報（令和3年10月～予定）を確認することができ健康管理に役立ちます。また初めての医療機関等でも本人が同意することで、医師との情報共有が可能になり適切な治療につながります。ほかにもマイナポータルを活用して令和3年分の確定申告から医療費控除の自動入力が可能になります。限度額適用認定証がなくても手続きなしで限度額以上の支払いが不要になったりなど多くの面で活用が期待されます。